

発議第7号

第二種免許の受験資格の年齢引下げを求める意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年10月15日

提出者

加藤博男	長島 強	後藤哲朗	石井孝治	さいとう佳代	堀 努	島 直也
寺澤 潤	平井正樹	山梨 涉	大石直樹	池邨善満	佐藤成子	尾崎行雄
宮城展代	池谷大輔	畑田 響	福地 健	早川清文	井上智仁	風間重樹
水野敏夫	中山道晴	望月俊明	大村一雄	尾崎剛司	丹沢卓久	牧田博之
繁田和三	山根田鶴子	山本彰彦	白鳥 実	望月厚司	亀澤敏之	遠藤裕孝
石上顕太郎	井上恒彌	田形清信	鈴木和彦	伊東稔浩		

第二種免許の受験資格の年齢引下げを求める意見書

第二種免許の受験資格については、21歳以上であり、かつ、原則として普通免許等を受けていた期間が通算して3年以上であることとされている。事業用バス・タクシーの運転免許制度は、昭和31年に第二種免許が導入されて以来、制度の見直しが行われていない。

この間、バス・タクシー車両等について、技術革新や安全運行に対するバス・タクシー事業者の取り組みが強化されている。

人口減少や少子高齢化等により、静岡市はもとより全国でバス・タクシー運転者としての担い手が不足している。静岡市では交通インフラとしてのバス路線の維持ができず、運行を停止する路線まで出てきている。高齢者が増え、市民の足としてのバス・タクシーの需要が今後もますます増大されると予想される中、バス・タクシー運転者を志望する若者を増やすことが必要である。また、運転者が若年の場合は、知識や経験が少ないため、精神的肉体的な負担がかかり、それらへの配慮を行うなど事業者の教育・訓練を強化することが求められている。

については、公共交通としてのバス・タクシーの運行を確保するため、下記の事項について、事業者の教育・訓練だけではなく、国としての安全確保を担保する支援策を講じながら、積極的な対応を求めるものである。

記

- 1 バス・タクシー事業者による安全対策を前提に、第二種免許の受験資格年齢の21歳かつ普通免許等通算保有期間の3年について、それぞれ19歳かつ1年に引下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、国家公安委員長 宛〕